○花巻市保育士等再就職支援金貸付要綱

平成29年６月29日告示第240号

改正

平成30年３月30日告示第97号

令和２年３月30日告示第104号

令和４年２月17日告示第26号

令和５年３月31日告示第113号

令和５年11月17日告示第412号

令和７年２月28日告示第45号

令和８年３月30日告示第105号

花巻市保育士等再就職支援金貸付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、保育士等の資格を有する者であって、保育士等として勤務していない者の再就職支援のために経済的支援を行い、保育所等で就労する人材の確保を図ることを目的とする保育士等再就職支援金の貸付業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（貸付対象）

第２条　貸付けの対象となる保育士等は、次の各号のいずれも満たす者とする。

（１）　次に掲げる資格のいずれかを有する者

ア　保育士　養成施設の卒業又は保育士試験の合格から１年以上経過し、保育士登録を行っている者

イ　看護師　資格取得から１年間経過した者

ウ　准看護師　資格取得から１年間経過した者

エ　幼稚園教諭　資格取得から１年間経過した者

オ　小学校教諭　資格取得から１年間経過した者

カ　養護教諭　資格取得から１年間経過した者

（２）　次に掲げるいずれかの施設に勤務した経験がない者若しくはいずれかの施設に勤務していた者で、離職した者（市内の施設に勤務していた者にあっては、離職後３か月以上経過した者に限る。）

ア　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。イにおいて「法」という。）第７

条第４項に規定する教育・保育施設

イ　法第７条第５項に規定する地域型保育事業を実施する施設

ウ　認可外保育施設

（３）　週20時間以上、市内に所在する前号ア又はイのいずれかの施設（市が設置するものを除く。）に勤務し、教育又は保育業務（以下「保育業務等」という。）に従事する者

（４）　第２号ア又はイのいずれかの施設に令和９年３月１日までに雇用された者

（貸付額及び使途）

第３条　保育所等再就職支援金の貸付額は、100,000円以内とする。ただし、貸付けに当たっては、同一の貸付対象者に対し、１回限りとする。

２　保育所等再就職支援金の使途は限定しないものとする。

（貸付方法及び利子）

第４条　貸付方法は、市長と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

２　貸付けによる利子は、無利子とする。

（貸付の申請）

第５条　保育士等再就職支援金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

（１）　保育士等再就職支援金貸付申請書（様式第１号）

（２）　保育業務等証明書（様式第２号）

（３）　資格証の写し

（４）　履歴書

（５）　申請者の住民票抄本

（６）　連帯保証人の住民票抄本

（連帯保証人）

第６条　申請者は、成年の連帯保証人１名を立てなければならない。

２　申請者は、前項の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届（様式第３号）により新たに連帯保証人を市長に届け出なければならない。

３　申請者は、第１項の連帯保証人の氏名、住所その他の重要な異動があったときは、連帯保証人届出事項変更届（様式第４号）により市長に届け出なければならない。

（貸付の決定）

第７条　市長は、保育士等再就職支援金の貸付けを決定したときは、保育士等再就職支援金貸付決定書（様式第５号）により通知するものとする。

（借用証書の提出）

第８条　貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）は、前条の保育士等再就職支援金貸付決定書により貸付けの決定通知を受領したときは、速やかに次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

（１）　保育士等再就職支援金貸付金借用証書（様式第６号）

（２）　借受人及び連帯保証人の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認ができる書類の写し

（貸付契約の解除）

第９条　市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当した場合は、その契約を解除するものとする。

（１）　退職したとき。

（２）　心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（３）　死亡したとき。

（４）　借受人が再就職支援金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。

（５）　不正な方法により、再就職支援金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。

（返還の免除）

第10条　市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当した場合は、保育士等再就職支援金の返還の債務を免除するものとする。

（１）　１年間保育業務等を継続したとき。

（２）　心身の故障のため保育業務等を継続することができなくなったとき。

（３）　死亡したとき。

２　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由によりに保育業務等を継続できなかった場合においては、借受人は保育業務等除外期間申請書（様式第７号）を市長に提出し、市長は、審査の上、保育業務等の除外期間の承認又は不承認を決定し、承認する場合は保育業務等除外期間承認通知書（様式第８号）により、承認しない場合は保育業務等除外期間不承認通知書（様式第９号）により借受人へ通知するものとする。

３　前項の規定により、保育業務等の除外期間を承認した場合においては、保育業務等を継続しているものとみなす。ただし、保育業務等の除外期間は、第１項第１号に規定す

る期間には、算入しないものとする。

（免除の申請等）

第11条　返還の免除を受けようとする借受人（借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人）は、当該事由の生じた日から30日以内に、保育士等再就職支援金返還免除申請書（様式第10号）及び次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

（１）　前条第１項第１号に該当するとき。　保育業務等期間証明書（様式第11号）

（２）　前条第１項第２号に該当するとき。　心身の故障を証明する診断書

（３）　前条第１項第３号に該当するとき。　死亡診断書等

２　市長は、前項の規定による免除の申請があったときは、審査の上、返還債務の免除承認又は不承認を決定し、承認する場合は保育士等再就職支援金返還免除承認通知書（様式第12号）により、承認しない場合は保育士等再就職支援金返還免除不承認通知書（様式第13号）により借受人へ通知するものとする。

（返還）

第12条　借受人は、第９条の規定により、保育士等再就職支援金の貸付契約が解除されたときは、保育士等再就職支援金を返還しなければならない。

２　返還は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から３か月以内に一括払いで行うものとする。

（延滞利子）

第13条　市長は、借受人が正当な理由がなく保育士等再就職支援金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該貸付金の返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率で計算した延滞利子を徴収するものとする。

２　市長は、前項の規定により計算した延滞利子が1,000円未満の場合は、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（届出義務）

第14条　借受人は、氏名、住所又は勤務先に変更があった場合は、直ちに借受人届出事項変更届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

２　借受人は、保育業務等の期間が雇用の開始の日から翌年度以降も継続する場合には、年度末に保育業務等期間証明書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（業務の従事期間）

第15条　保育士等再就職支援金の返還免除及び保育業務等の除外期間の算定基礎となる保育業務等の期間の計算は、保育業務等を開始した日が月の初日の場合は、その日の属する月から、月の初日以外の場合は、その日の属する月の翌月から保育業務等をしなくなった日の属する月までの月数による。

（補則）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成29年７月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日告示第97号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月30日告示第104号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月17日告示第26号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日告示第113号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年11月17日告示第412号）

この告示は、告示の日から施行し、第４条の規定による改正後の花巻市保育士等再就職支援金貸付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和７年２月28日告示第45号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和８年３月30日告示第105号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。